

重 要 事 項 説 明 書

支給認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年館林市条例第 15 号）」に定める第 2 章第 2 節「運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 特定教育・保育を提供する法人について

法 人 名 称	社会福祉法人 山びこ会
代 表 者 氏 名	原口 文江
法 人 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	館林市楠町 1 9 4 3 - 1 ももの木保育園 0276-74-4761
設 立 年 月 日	昭和 5 3 年 2 月 2 2 日

2 特定教育・保育を提供する施設について

(1) 施設の所在地等

施 設 の 種 類	保育所
施 設 名 称	ももの木保育園
施 設 番 号	1070005006547
施 設 所 在 地	館林市楠町 1 9 4 3 - 1
連 絡 先	0 2 7 6 - 7 4 - 4 7 6 1

(2) 施設の運営の方針

運 営 の 方 針	保育に欠ける子を預かるという考え方だけでなく、家庭と連携しながら未来の社会を支えていける、たくましい子どもを集団の中で育てます。
-----------	--

(3) 開所日

開 所 日	月曜～土曜日
-------	--------

(4) 開所時間

開 所 時 間	区分	月曜～金曜日	土曜日
	保育標準時間	午前 7 時～午後 6 時	午前 7 時～午後 6 時
	保育短時間	午前 8 時～午後 4 時	午前 8 時～午後 4 時

(5) 延長保育提供可能な日と時間帯

時 間 帯	区 分	月曜～金曜日	土曜日
	保育標準時間	午後 6 時～午後 7 時	午後 6 時～午後 7 時
	保育短時間	午前 7 時～午前 8 時	午前 7 時～午前 8 時
		午後 4 時～午後 7 時	午後 4 時～午後 7 時

(6) 閉所日

内 容	期間・時間	備考
年末年始	12 月 29 日～1 月 3 日	
日曜日・祝祭日		
※ その他、	自然災害等で子どもたちの生命を守れないと判断した時、 流行性疾病多発の場合	

(7) 職員体制

園 長 名	河原 裕子
-------	-------

職 名	人 数			
園長	(常 勤)	1 名		
副園長	(常 勤)	0 名		
主任保育士	(常 勤)	2 名	(非常勤)	0 名
保育士	(常 勤)	18 名	(非常勤)	5 名
栄養士	(常 勤)	1 名	(非常勤)	3 名
看護師	(常 勤)	1 名	(非常勤)	0 名
事務員	(常 勤)	1 名	(非常勤)	0 名
保育補助	(常 勤)	0 名	(非常勤)	1 名
嘱託医	(常 勤)	0 名	(非常勤)	2 名

※ 基本的な職員の勤務時間は、8 時 30 分から 17 時 30 分までです。

ただし、主任保育士及び保育士は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。

3 提供する保育の内容及び費用について

(1) 提供する保育の内容について

項 目	時 間	内 容
基本の保育	午前 7 時 午前 8 時 午前 9 時 午前 12 時 午後 1 時 午後 3 時 午後 4 時 午後 6 時	登園開始（保育標準時間） 登園開始（保育短時間） ↓ 午前のクラス別保育開始 ↓ 昼食 ↓ 午後の保育開始 ↓ （お昼寝） ↓ （おやつ） ↓ お迎え（保育短時間） ↓ お迎え（保育標準時間）
延長保育	午後 6 時 ~ 午後 7 時	延長保育の部屋へ移動 ↓ 延長保育開始 ↓ （おやつ） ↓ お迎え
不定期実施		（3 歳以上児） うた・リズムの活動 和太鼓・民舞など お泊り・園外保育・山のぼり お誕生会（月一回） （3 歳未満児） うた・リズムの活動など 園外保育・山のぼり お誕生会（月一回）
主な年間行事	4 月 5 月 6 月 8 月 10 月 12 月 1 月 2 月 3 月 適宜	入園式 子どもの日のつどい プール開き セタまつり 納涼祭 運動会 クリスマス会 新年の集い（獅子舞） 節分 ひなまつり 卒園式 保育参観（自由見学）
その他の便宜の提供		給食試食会（3 歳児以上の保護者・ 支援センター） アレルギー食

(2) 保育料、実費徴収金について

項 目	金 額	備 考
保 育 料	館林市が定めた保育料	住民税により決定します
(延 長 保 育 料)		
保 育 標 準 時 間	100円	30分毎
保 育 短 時 間	100円	30分毎
(実 費 徴 収 分)		
保 護 者 会 会 費	300円	月額
日本スポーツ振興センター掛け金	250円	年1回(175円園負担)
遠足バス代(半日・4時間程度)	500円	1回毎
お泊まり保育・観劇・一日山登り等の行事	実費	行事実施翌月初めに徴収

- ① 実費徴収分は、毎月月初め、または園が定めた期日までに、現金で園に納入してください。
- ② 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知いたします。
- ③ 実費徴収分が未納の場合は、徴収内容に関する保育が提供できない場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合は、ご相談ください。

(3) 障がい児の受け入れ体制について

障がいをお持ちの園児を受け入れる場合は、入園前に、障がいの様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。養育手帳や障がい手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障がいの状態と、実際の園児の状態が著しく違う(障がいが重度化している)時は、当園の保育士・保育体制では対応が厳しい場合がありますが、相談をしていきたいと思っております。

(4) 入園時の提出書類

入園時には、以下の書類を提出していただきます。

- ① 当園所定の保育台帳(家庭調査表・家庭の状況)
- ② 送迎・保育時間確認表
- ③ 保健調査表・アレルギー等注意事項一覧

4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 在園児への虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない、医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い(身体に障がいがある等の理由がある場合を除く)
- ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、営利活動、その他迷惑行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名)主任保育士 (氏名)鶴貝純子 渡邊由華
-------------	----------------------------

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いませぬ。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いませぬ。 イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）

6 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	鶴貝純子 渡邊由華
	電話番号	0276-74-4761
	受付曜日及び受付時間	月～金、午後1時～午後6時

※ 直接受け付ける以外にも、投書箱（メッセージ受付箱）を、支援センターの下駄箱の上に設置しています。文書や匿名でのご相談の場合は、ご利用ください。

園以外の相談・苦情等の窓口	第三者委員	渡辺 小夜子 大谷 英子
	館林市こども課	0276-72-4111
	群馬県子ども・子育て支援課	027-226-2626

7 緊急時の対応について

保育中に、在園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医

師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応及び賠償について

保育中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育に伴って、当園の責任により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	ほいくのほけん
補償の概要	保育中の事故、地域子育て支援センターの活動・保護者会の活動等

9 非常災害対策について

風水害・火災・大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。市指定の避難場所は、館林市立第五小学校の校庭となります。

10 保育の記録について

- (1) 保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示を行うことで、確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写代は実費をご請求させていただきます）の交付を請求することができます。

11 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)～(3)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 保育を必要とする事由がなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日（入園後2か月以内）までに認定の要件を満たさない方。
- (2) 正当な理由がなく、保育料が3か月以上未納の場合。
- (3) 正当な理由がなく、1か月以上保育園を休んだ場合。
- (4) 保護者が当園の施設および当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合。
- (5) その他、前号(4)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。

「重要事項説明書」に対する同意書

上記内容について、「館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年館林市条例第 15 号）」に定める第 2 章第 2 節「運営に関する基準」の規定に基づき、保護者に説明を行いました。

内容を確認して頂けたら、下記の保護者欄に記入し、2 枚のうち 1 枚を園の方に提出してください。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	-------------------

施設	所在地	館林市楠町 1 9 4 3 - 1
	法人名	社会福祉法人 山びこ会
	代表者名	原 口 文 江 ㊞
	保育園名	ももの木保育園
	説明者氏名	河 原 裕 子 ㊞

保育園から上記内容の説明を受け、同意しました。

保護者	住 所	
	氏 名	㊞
園児名	氏 名	

（※代理で説明を受けた場合に記入）

代理人	住 所	
	氏 名	㊞